

氏名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい (10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること)。

- 01 譲渡人がその営業により将来取得する一切の債権を譲渡するという合意は、たとえ譲渡期間を限っていても、公序良俗に反して無効である。
- 02 債権を分割して一部譲渡するのは、債務者の同意がない限り認められない。
- 03 債権譲渡は、債権の帰属を変更する準物権行為と性格付けられ、譲渡の原因となる契約（売買・代物弁済・譲渡担保・取立委任等）とは区別されるため、原因となる契約が無効であっても債権譲渡は有効である。
- 04 判例によると、債権譲渡がなされる前に行われた通知も、譲受人を特定していれば、少なくとも債務者との関係では有効である。
- 05 未発生将来債権も譲渡自体は可能であり、債権発生前に対抗要件を備えることが可能である。
- 06 複数の債務者に対して有する債権を一括して譲渡する契約は無効である。
- 07 定期預金債権を差し押さえた債権者は、譲渡禁止特約を知っていても裁判所の転付命令を得ることができる。
- 08 債権譲渡がされた場合、譲受人から通知しても、対抗要件としての効力は生じる余地がないため、譲受人は、承諾をしていない債務者に対して、権利行使ができない。
- 09 譲渡禁止特約のある債権が譲渡された後に、債務者がこの譲渡を承諾したが、それ以前にその債権譲渡について確定日付のある通知がなされていれば、譲受人は、承諾後に同じ債権を差し押さえた者に対しても、債権の取得を対抗できる。
- 10 譲渡禁止債権についての悪意の譲受人からの転得者は、善意であっても債務者にその債権の履行を請求できない。